

リバースセンター中期延命に係る

基幹部整備工事

条 件 付 一 般 競 争 入 札 募 集 要 項

令和 7 年 10 月 30 日

湖東広域衛生管理組合

目 次

1. 事業内容	1
2. 事業者募集要項及び選定方法等	1
3. 設計施工事業者の責務	2
4. 事業用地に関する諸条件	2
5. 疑義	2
6. その他事業実施に必要となる情報、資料等	2

1. 事業内容

本募集要項は、滋賀県湖東広域衛生管理組合(以下、本組合という。)が計画しているリバースセンター(ごみ固形燃料化施設)の中期延命に係る基幹部整備工事に適用する。

本工事は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法規を遵守し、リバースセンターを適切に維持管理するため、中期延命に係る基幹部整備工事を実施するものである。

リバースセンターは、平成9年(1997年)3月に竣工し、現在まで29年余りにわたり稼働を続けてきた。これまで設備機器の定期的な点検補修により施設稼働の状況等を考慮した上で、必要な工事を実施し施設の延命化に努めてきた。本工事は工事終了後10年先となる令和21年度(2039年度)まで、施設を安全かつ安定的に継続稼働させるために設備機器の機能を回復させることを目的とする。ただし、本工事には定期的に消耗部品類を交換する「定期整備」や周期的(計画的)に摩耗、劣化部分を補修する「一般修繕」は含んでいない。

(1)事業名

リバースセンター中期延命に係る基幹部整備工事

(2)施設規模

22t/7h

(3)実施場所

滋賀県東近江市平柳町3-1 湖東広域衛生管理組合リバースセンター

(4)実施期間

令和8年4月1日 から 令和11年3月30日

(5)実施方針

本事業の実施方針は、以下のとおりとする。

- 1)本事業は、リバースセンターの中期延命化を目的に、令和8年度(2026年度)から令和10年度(2028年度)までの3年間で既設機械設備の基幹部整備を行うものとする。
- 2)本事業を実施することにより、施設の機能を回復させ工事終了後10年先となる令和21年度(2039年度)までの延命化を図る。
- 3)本事業は、生活環境影響調査を必要としない整備内容とする。

2. 事業者募集要項及び選定方法等

本組合はリバースセンター中期延命に係る基幹部整備工事に係る契約について、条件付一般競争入札を行うため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

(1)事業者募集要項

告示する事項は以下の内容を網羅する。

- 1) 競争入札に付する事項
- 2) 入札参加に必要な資格に関する事項
- 3) 入札日程等に関する事項
- 4) 入札に関する注意事項

- 5) 落札者の決定方法等
- 6) 契約
- 7) 問い合わせ先

(2)選定方法等

本組合はリバースセンター中期延命に係る基幹部整備工事における契約について、条件付一般競争入札を行うため、あらかじめ落札候補者の参加資格を審査する。

入札参加に必要な資格に関する事項は、下記に掲げる各号の要件を全て満たしていることを条件とする。

- 1) 西日本において自治体向けの固形燃料化施設(RDF 化施設)を複数竣工した実績があること。
- 2) 竣工した固形燃料化施設(RDF 化施設)において設備補修工事の実績があること。

3. 設計施工事業者の責務

1) 責任設計施工

本事業範囲における処理能力及び性能は全て設計施工者の責任により発揮させなければならない。また、設計施工者は発注仕様書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために当然必要なものは、本組合の指示に従い受注者の負担で施工しなければならない。

2) 性能保証事項

基幹部整備工事完了後は工事着手前と同等以上のごみ処理能力を有すること。

3) 保証期間

基幹部整備工事の保証期間は、取替部品及び補修工事に係る部分についてのみ正式引渡しの日から起算して1年間とする。

4. 事業用地に関する諸条件

本事業用地には、排ガス基準、騒音基準、振動基準、悪臭基準に関する公害関係法令及びその他の法令などが設定されているため、これらの規制値を遵守できる構造・設備とすること。

5. 疑義

設計施工者は、発注仕様書等において本事業を実施するに当たり疑義が生じた場合には、本組合が定める期間内に質問書を提出し、本組合からの回答書に従うこと。

6. その他事業実施に必要な情報、資料等

1) 施設停止日数の制約

本事業実施に伴うリバースセンターの施設停止日数は最大 9 日とし土日毎に数回に分けて、できるだけ施設の稼働に影響のないようにすること。

2) 既存設備の移設

事業計画上または工事施工の方法上、既存の設備、装置、機器が障害となる場合は、本

組合と協議のうえ対策を講じること。

3) 車両動線等

事業期間中、ごみの計量を行う収集車両と工事関係車両の輻輳等、障害を生じるおそれのある場合は、本組合と協議のうえ対策を講じること。

4) 撤去材の処理

本事業により発生した撤去材及び付着物は、あらかじめ本組合の指示に従い指定する場所に保管すること。

5) その他

各処理設備等の内部清掃、粉塵及びアスベストが発生すると予測される作業を実施する場合には、受注者は作業者に対し、安全衛生教育を行い、エアラインマスク等の適切な保護具を着用し作業すること。また、適切な作業環境を維持するための対策を講じること。